

○宮崎大学農学部教員選考規程

平成17年9月20日
制 定

改正 平成20年3月4日 平成22年3月8日
平成24年10月16日 平成25年2月19日
令和2年12月15日

(趣旨)

第1条 宮崎大学農学部教員(以下「教員」という。)の選考については、国立大学法人宮崎大学教員選考規程(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(人事委員会)

第2条 教員の選考は、宮崎大学農学部人事委員会(以下「人事委員会」という。)が行う。

2 人事委員会の規程は、別に定める。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、人事委員会の議に基づき設置する。

2 選考委員会は、各学科から選出される教授6名及び選考の対象となる教育研究分野に係る教授1名で構成する。

3 前項の各学科からの委員の選出にあたっては、附属施設の教授も、関連する学科からの選出委員とすることができる。

4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長に事故ある時は、予め定めた委員がその職務を代行する。

6 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ開くことができない。

(候補者の選考)

第4条 候補者は、原則として公募により広く人材を募集するものとする。

2 選考委員会は、委員6名以上の同意を得て、被選考者1名を決定する。

(学部長への報告)

第5条 選考委員会の委員長は、被選考者の履歴書、著書、論文別刷等の参考となる資料を添えて、選考の経過及び結果を学部長に報告する。

(資格審査会の承認)

第6条 学部長は、前条の選考結果を農学部教授会規程第7条第1項に規定する資格審査会に付議する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 宮崎大学農学部教員採用規程(平成16年4月1日制定)及び宮崎大学農学部教員資格審査規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。